

令和5年3月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	長	山	下	光	雄				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				
子	育	て	支	援	課	長	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	宮	下	隆			

環境安全課長	吉村	満
商工観光課長	福田	秀勝
農林水産課長	大谷	清樹
まち整備課長	山内	勉
富来病院事務長	藤井	専
会計管理者(会計課長)	平井	清
学校教育課長	荒川	仁
生涯学習課長	大畑	喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎	茂男
議会事務局参事	向井	徹
議会事務局主幹	坂上	大輔

(議事日程)

日程第1 諸般の報告

日程第2 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 委員会提出 発委第1号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

日程第4 議員提出 発委第1号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

日程第5 議会改革活性化特別委員会の調査報告

日程第6 所管事務調査の報告

追加日程第1 議員の辞職許可

日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

---

( 開 議 )

**南正紀議長** ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 諸般の報告

**南正紀議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号（委員長報告、質疑、討論、採決）**

**南正紀議長** 次に、町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

**南正紀議長** 総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案3件と請願1件について、3月9日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号 志賀町個人情報保護法施行条例については、法律の改正により、全国的な共通ルールによって取り扱われることとなったことから、既存条例を廃止し、新たに条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 志賀町情報公開及び個人情報保護審査会条例については、志賀町情報公開条例の一部改正により、志賀町情報公開及び個人情報保護審査会の設置規定がなくなることから、新たに同審査会の設置を定める条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 志賀町給水条例の一部を改正する条例については、民法改正に伴い、ライフラインの設備設置権等に関する規定が整備されたことにより、給水装置工事に係る利害関係人の同意書等の提出要件を変更するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号 「安全保障3文書」閣議決定の撤回を求める意見書採択を

求める請願は、昨年末に閣議決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」の撤回を国に求めるものであり、紹介議員である中谷議員からその趣旨と内容についての説明を受けました。

採決の結果、賛成少数をもって不採択とすべきものと決した次第であります。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託された議案10件について、3月10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第12号 志賀町犯罪被害者等支援条例については、犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える安全・安心な地域社会の形成を目的に条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 志賀町防災センター条例の一部を改正する条例については放射線防護施設である旧下甘田保育園を防災センターと位置づけて管理運営をするため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 志賀町交流センター条例及び志賀町体育施設条例の一部を改正する条例については、旧志加浦小、旧土田小の各体育館及び現在、体育施設として管理している加茂、稗造、西浦の各体育館を地域交流センターと位置づけて管理運営をするため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 志賀町地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例については、福浦コミュニティセンターの廃止に伴い、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、今年度末をもって中甘田保育園を廃止するため、改正を行うものとの説明を受け、採

決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども家庭庁設置法施行に伴い、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正等に伴い、当該条例で定める家庭的保育事業等の基準の変更及びバス送迎時における安全管理規定等を追加するため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正等に伴い、当該条例で定める放課後児童健全育成事業の基準の変更及びバス送迎時における安全管理規定等を追加するため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の額が引き上げられたため、改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、所得割額及び平等割額の見直しを行い、また地方税法等の改正に伴い課税限度額を引き上げるため、改正を行うもの、との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 予算決算常任委員会委員長 寺井強君。

**寺井強予算決算常任委員会委員長** はい。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和4年度各会計の補正予算にかかる議案7件並びに令和5年度各会計の当初予算にかかる議案8件のあわせて15件を、去る8日、14日、15日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、

町執行部及び関係職員の出席を求め審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略いたしますが、審査にあたっては、住民福祉の観点のもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き、審査したところであります。

その結果、議案第 25 号 令和 5 年度志賀町一般会計予算については、賛成多数をもって可決し、他の 14 案件については、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において、各委員から出された意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託にこたえられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行にあたられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**南正紀議長** これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** はい。議長。

**南正紀議長** 2番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

私は、議案第10号 志賀町個人情報保護法施行条例について、議案第11号 志

賀町情報公開及び個人情報保護審査会条例について、議案第25号 令和5年度志賀町一般会計予算について、については、反対の立場から、続くところの請願第1号 「安全保障3文書」閣議決定の撤回を求める意見書採択を求める請願については賛成の立場から討論を行ないます。

まず、議案第10号、第11号についてであります。

この間、本町でも、個人情報保護条例を設け、住民の個人情報、プライバシー権を守ってきました。しかし、国はデジタル化により、個人情報保護条例の保護規制を緩和、撤廃させようとしてデジタル改革関連法において個人情報保護法制を改正しました。国の方針では、個人情報の取り扱いの基本を、保護から、保護と利用のバランスへと転換しています。個人情報を権力や企業が円滑に収集でき、利活用できるように、保護規制の緩和を進めようというものです。

2件の提案された条例の背景にある、国の個人情報の保護に関する法律については、2015年3月10日の日弁連会長声明において、個人識別符号の定義、匿名加工情報の作成や第三者への提供の規制が緩いなどの点で見直しが求められていました。

加えて、2021年5月に成立したデジタル関連法では、国や自治体が持つ膨大な個人情報のデータ活用を成長戦略に位置づけ、外部提供した企業に分析させ、儲けのタネにさせることをデジタル改革の名で進めようとするものであります。すなわち、法律で匿名加工情報が定義され、町に情報を加工させて、非個人情報扱いとし、本人の同意を得ずに第三者提供、目的外利用を可能にしようというものになっています。また、匿名加工作業を外部委託することが可能なため、加工前の個人情報が本当に守られるのか、との懸念も指摘されています。

したがって、これらの懸念のある、新しい個人情報保護法等の施行を背景とした、議案第10号、第11号には、反対といたします。

次に、議案第25号 令和5年度志賀町一般会計予算についてですが、来年度も多くの積極的施策が盛り込まれていますが、ただ、やはり、民意の上では二分されている原発に対して任意の事実上、原発推進団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会への435万円の補助金があります。

また、小・中学校での国、県に加えて、町独自の広範囲からの出題による学力テストがあります。やはり、子ども達には大がかりな学力テストよりも、こまめ

な理解の深まる、小範囲の小テストの方がいいのではないのでしょうか。

またスポーツによる交流人口の拡大という事で、スケートボードなどのアーバンスポーツに特化したニュースポーツ場を整備するというものですが、ニュースポーツを端から否定するものではなく、多くの借地の解消も必要ですが、まだまだ円安物価高、コロナ禍の折、暮らし・福祉・子育てなど、生活や生業への支援が優先されるべきと思います。

よって、これらの理由から、議案第25号にも反対とさせていただきます。

次に、請願第1号「安全保障3文書」閣議決定の撤回を求める意見書採択を求める請願について、であります。

政府は、昨年12月16日、ロシアのウクライナ侵攻なども口実に「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の「安全保障3文書」を、事前に国民に諮る事なく、国会の議論も経ず、一片の閣議決定という手法で決めました。そして、真っ先にアメリカのバイデン大統領に報告をしております。

「安全保障3文書は、戦後のわが国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである」と宣言しています。集団的自衛権の行使を可能とした2015年の安保法制を実践面で強化し、戦争国家づくりの総仕上げを図る考えです。

政府はこの間、専守防衛に徹し、「平生から他国を攻撃するような攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っていることは、憲法の趣旨とするところではない」としてきました。

ところが、射程距離が1,600キロメートルもある、かつてのイラク戦争などで先制攻撃の火ぶたを切った、巡航ミサイル、トマホークなど他国の中枢をも攻撃可能で脅威を与えかねない攻撃的兵器の保有が盛り込まれています。

これは、従来の政府見解から大きくはずれ、専守防衛からの逸脱と言わざるを得ません。安保3文書では、反撃能力は武力行使の三要件に基づいて行使されるとしています。武力行使の三要件には、密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合も含まれます。つまり、日本が攻撃されていなくても密接な関係にあるアメリカが攻撃を受けた時、存立危機事態と認定し、米軍とともに日本の若者が、自衛隊が攻撃できるという事です。しかも相手国が攻撃に着手したと認定し、反撃能力を行使した場合、相手国からの報復反撃を呼び起こすことになりかねません。



2023年度から2027年度の5年間における必要な防衛力整備の水準にかかる金額は、現在の1.5倍以上の43兆円程度としています。そして、一時的な支出増にとどまらず、一定の支出水準を保つ必要があると明記されています。

岸田首相は、2024年度以降は防衛増税で対応することを明らかにしています。増税という形で、国民に負担を押し付けることとなります。

このような、大軍拡と大増税につながり、平和とくらしを押しつぶす「安保3文書」の重大な問題と、戦争か平和かの歴史的岐路に立つ、重大な選択を国民に諮ることなく、国会での議論を経ずに閣議決定したことは、到底容認できるものではありません。

直ちに撤回することを求める請願第1号には、賛成とさせて頂き、私の討論とさせて頂きます。どうか、よろしく、お願い申し上げます。

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**寺井強議員** はい、議長。

**南正紀議員** 6番 寺井強君。

**寺井強議員** 6番 寺井強です。

私は、議案第25号 令和5年度志賀町一般会計予算について、賛成の立場で討論をします。

延べ3年間にわたり世界を席卷した新型コロナウイルス感染症は、ようやく収まりの気配を見せています。我が国においても5月8日から感染症法の5類に引き下げられ、少しずつではありますが、社会・経済活動は、ウィズコロナ、アフターコロナ社会へと移行し、正常な状態に戻りつつあります。

こうした中において、我が町におきましても自粛していた団体等の活動が行われるようになり、地域行事や社会教育団体活動を通して町の賑わいが取り戻されるものと思っています。

さて、今定例会に提案された令和5年度志賀町一般会計予算についても、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた、町民福祉の向上のための事業や施策が数多く盛り込まれています。

町長が特に力を入れる若者の移住・定住と子育て支援については、県内でもトップクラスであり、みらいとうぶDブロックの販売開始や奨励金制度の拡充、さらに、子育て世代には町独自の「出産おめでとう祝い金」の創設など、従来か

らの施策がさらに充実したことにより、1人でも多くの方の定住や出産につながるよう期待するものであります。

また、社会福祉の充実の一方で、道路や産業基盤などの社会資本整備にも積極的に対応するとともに、新規就農支援や担い手農業機械導入支援、さらには、トキ放鳥を目的とするトキ生息環境整備モデル事業に対して、町の単費を付けてモデル地区を支援するなど、ハード、ソフトを合わせて、産業振興を図る積極性が見て取れるものとなっています。

また、観光面では民間団体による花火大会を支援するための事業が創設され、町の元気や賑わいの創出に努める姿勢が表れています。これらの多岐にわたる事業の中でひととき目を引くのは、地域の賑わい創出と交流人口拡大を目的とする先進的海洋センター整備事業であります。

とりわけ、富来地域においては、合併後の人口減少は著しく、集落の大半は65歳以上が半数を超える限界集落であり、地区行事や祭礼などの存続が危惧されています。

また、公共施設の面においては、富来高校の廃校、サイクリングターミナルと勤労者体育館の取り壊しなど、人口減少と合わせて、負のスパイラルが地域を支配するなか、この事業は富来地域ばかりでなく、志賀町全体にも大きく波及する一大プロジェクトであると思います。

併せて、合併時以来の懸案事項であった土地の賃借地問題についても、今回の土地購入により、解決に向けて大きく前進し、町の賑わいと問題に向けた意義ある事業と評価します。

町の説明では、とぎ道の駅周辺一帯において、イベント広場やオリンピックレベルのスケートボード場、さらに後年度計画として、支所と図書館の移転やシーサイドヴィラ渤海の改修、海岸でのカヌー、カヤック等のマリンスポーツ拠点の整備など、まさに、この一帯が賑わい交流ゾーンの拠点として、また住民にとっては自慢のできる地域の象徴的な施設として機能していくことに、大いに期待を寄せるものであります。

令和5年度の工事費2億3,500万円には、国補助金と町に有利な過疎債を充て、町の実質負担は15パーセントの3,500万円になります。

また、用地については、B&G財団の助成を前提とする総合的な整備事業であ

る観点からも、今回の事業着手時にまとめて土地を一括購入できることは、合併時からの懸案解決に大きく貢献するものであります。

購入価格については、不動産鑑定士による適正・妥当な金額であり、予算についても町財政負担を勘案し、基金を充てて対応することは妥当と考えます。

加えて、本事業による経済効果については、未知数なところがありますが、施設整備に合わせて、行政ばかりでなく、周辺の店舗や事業者が知恵を絞り、仕掛けることで、伸びしろはいくらでもあると考えます。

町長が不退転の決意で、地域の賑わい創出と交流人口の拡大に向けて取り組む、本事業を含む議案第25号 令和5年度志賀町一般会計予算について、賛成には賛意を表すほかありません。

併せて、その他の議案に対しても賛意を申し上げるものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同いただき、良識あるご判断をお願い申し上げます。私の賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

**南正紀議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南正紀議長** 討論を終結します。

-----  
( 採 決 )

**南正紀議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第3号 令和4年度志賀町一般会計補正予算(第8号)についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 4 号 令和 4 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてないし議案第 9 号 令和 4 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 10 号 志賀町個人情報保護法施行条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 12 名）

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 11 号 志賀町情報公開及び個人情報保護審査会条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 12 名）

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 12 号 志賀町犯罪被害者等支援条例についてないし議案第 22 号 志賀町給水条例の一部を改正する条例についてを、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

**南正紀議長** 続いて、町長提出 議案第 25 号 令和 5 年度志賀町一般会計予算についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第 26 号 令和 5 年度志賀町国民健康保険特別会計予算についてないし議案第 32 号 令和 5 年度志賀町立富来病院事業会計予算についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、請願の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

請願第 1 号 「安全保障 3 文書」閣議決定の撤回を求める意見書採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について採決します。

本請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 2 名)

**南正紀議長** 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

---

**日程第3 発委第1号（趣旨説明・質疑・討論 採決）**

**南正紀議長** 次に、本日、議会運営委員会委員長富澤軒康君から提出のありました発委第1号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 富澤軒康君。

**富澤軒康議会運営委員会委員長** はい、議長。

発委第1号 志賀町議会の個人情報の保護に関する条例について、趣旨説明をいたします。

現在、志賀町では志賀町個人情報保護条例により、個人情報について必要な事項を定めており、町議会においても同条例による町共通のルールが適用されています。

令和3年の5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、地方公共団体には改正後の法律により全国的な共通ルールが適用されています。

改正後の個人情報保護法では地方議会は国会や裁判所と同様に、その独立性を確保するという考え方から適用対象から除外され、地方議会における個人情報の取扱いは、法形式や規律の内容も含め、その自立的な対応に委ねることとされました。

今年4月に改正後の個人情報保護法が施行されると、現在の志賀町個人情報保護条例は廃止されることとなります。

そこで本町議会といたしましても引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要がありますので、本町議会の個人情報保護条例を制定をするものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解され、ご賛同頂きますようお願い申し上げます。

**南正紀議長** 説明を終わります。

---

（ 質 疑 ）

**南正紀議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**南正紀議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南正紀議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

**南正紀議長** 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議第1号(趣旨説明・質疑・討論 採決)

**南正紀議長** 次に、本日、表谷茂浩君ほか2名から提出のありました発議第1号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求める意見書についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

1番 表谷茂浩君。

**表谷茂浩議員** はい、議長。

1番 表谷茂浩です。

発議第1号 ウクライナからのロシア軍の即時撤退と速やかな平和の実現を強く求める意見書の提出にあたり、趣旨説明をいたします。

昨年からのロシア軍によるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法の明確な違反であり、武力による威嚇及び武力行使を禁ずる国連憲章の重大な違反であります。

一方的主張に基づく力による現状変更の試みは、ウクライナ国民が平和のうちに生存する権利を侵害するのみならず、国際平和への深刻な脅威となっています。

ロシア軍は、原子力発電所への攻撃を含め、ウクライナの非戦闘員と民間施設を攻撃対象としており、ジュネーブ諸条約及び追加議定書をはじめとする国際法への違反を繰り返しています。

プーチン大統領は核兵器の使用も示唆しました。核軍縮と核兵器の廃絶に向けた国際社会の努力を踏みにじる行為であり、決して容認されるものではありません。

志賀町議会はロシア政府による侵略行為と平和への重大な挑戦を強く批判いたします。

また侵略の犠牲となったウクライナ国民に衷心により、哀悼の意を表するものであります。

侵略によってロシアの未来は拓かれません。停戦に応じて部隊をウクライナ領外に即時撤退させ、国際社会とともに外交努力を、日本はじめ国際社会が一致協力して求めていく必要があると思います。

よって志賀町議会から日本国政府に対して、ロシア軍の即時撤退とウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナに対する人道支援、避難民支援に尽力されることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、志賀町議会から国に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、世界の安全・安心に関わる重要な要望案件とご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

**南正紀議長** 説明を終わります。

---

### ( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、本案に対する質疑を許します。



(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**南正紀議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**南正紀議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南正紀議長** これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南正紀議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第 5 議会改革活性化特別委員会の調査報告の件 (委員長報告、質疑)**

**南正紀議長** 次に、議会改革活性化特別委員会の調査報告の件を議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本件の特別委員会における調査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

議会改革活性化特別委員会委員長 稲岡健太郎君。

**稲岡健太郎議会改革活性化特別委員会委員長** 議長。

議会改革活性化特別委員会委員長報告をいたします。

本特別委員会では、前任期中に設置されていた議会改革調査特別委員会の理念を引き継ぎ、さらに新たな目的として「議会を活性化させる」という理念を付加し、議会の改革及び活性化に関する調査を令和元年5月10日の委員会設置日から、これまで、リモートでの会議を含め、延べ58回の委員会を開き、調査を行ってまいりました。令和3年3月19日の中間報告に続き、調査結果を報告いたします。

詳細は先の全員協議会で報告しておりますので、概要のみをご報告させていただきます。

調査は、議会における最高規範の議会基本条例の検証を行い、7つの重点項目の実現について行いました。

検証結果については中間報告のとおりであり、重点項目の実現については、議員間討議に向けた自由討議を、本町の課題をテーマに各委員会で実施いたしました。

本委員会では、新型コロナウイルス感染症による町民の生活及び地域経済における多大な影響をテーマに実施し、その結果、新型コロナウイルス感染症対策に関する提言書を提出いたしました。

総務産業建設常任委員会では、コロナ禍の経済支援をテーマに実施し、アフターコロナを見据えた経済支援対策についての提言書を提出いたしました。

教育民生常任委員会では、児童数の減少が著しい富来地域での小中学校の在り方、本町でも数多くの建設が計画される風力発電の2つのテーマにおいて実施し、今後に向けた方針などを導きだしました。

また、もう一つの重点項目の実現として、開かれた議会に向け、広く町民の意見を聴取する機会を確保することを目的に議会報告会を実施いたしました。報告会では、民生・児童委員協議会をはじめ、志賀町・富来商工会青年部や女性部、志賀町商工会商業部の皆さん、議会フォーラムと銘打った会では志賀町の次世代を担う大勢の皆さんにご参加をいただきました。

議会基本条例は、議会における最高規範であり、さらに町民の負託に応えられる議会となるためには、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、今後も定期的な検証を行いながら、議会改革を進める必要があります。

特に委員会の公開や傍聴者への資料提供の拡充、議会報告会の開催により、町民に分かりやすい情報発信と情報収集を行うことで、開かれた議会として議会を身近に感じていただき、それらが議会の活性化に繋がるものであり、また、議会運営についても、DX、デジタルトランスフォーメーションを促進するため、タブレット端末の導入、ウェブ会議の実施など、効率的かつ円滑な運営を推進すべきであります。

執行機関と協議が必要なものは内容を精査しながら、早急に実現できるよう、今後も継続した取り組みを求めることを提言し、議会改革活性化特別委員会委員長報告といたします。

**南正紀議長** 報告を終わります。

---

### ( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

### 日程第6 所管事務調査の報告の件（委員長報告、質疑）

**南正紀議長** 次に、所管事務調査の報告の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会の両委員長から委員会が行った所管事務調査について報告したい旨の申し出がありましたので、これを認めます。

両委員会の所管事務調査の報告書は、お手元に配布のとおりであります。

まず、総務産業建設常任委員会委員長 南政夫君。

**南政夫総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会所管事務調査結果報告をいたします。

本委員会では、令和4年3月11日から、議会基本条例に基づき、議会の政策形成機能の向上を目的に、議員間討議を行い、その結果をまとめましたので、お手元に配布の所管事務調査結果報告書のとおり報告いたします。

全国で新型コロナウイルス感染症の拡大による社会経済の停滞が長期化する中、段階的に感染症と共存し得る対策が必要と考え、商工会青年部の皆さんをはじめ、関係団体と意見交換を行い、本町のウィズコロナ・アフターコロナを見据えた経済対策に対し、積極的な支援を目的に提言書を提出いたしました。

提言内容については、令和4年第3回定例会にて説明していますので省略いたしますが、引き続き、町民との対話を行い、地域経済の状況を把握し、併せて地域にある諸問題も拾い上げ、課題解決に取り組むことといたします。

以上で、総務産業建設常任委員会所管事務調査結果報告を終わります。

**南正紀議長** 報告を終わります。

---

### ( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員会委員長 田中正文君。

**田中正文教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会所管事務調査結果報告をいたします。

本委員会では、令和4年3月9日から、議会基本条例に基づき、議会の政策形成機能の向上を目的に、2つのテーマについて議員間討議を行い、その結果をまとめましたので、お手元に配布の所管事務調査結果報告書のとおり報告いたします。

一つ目は、富来地域の小中学校の在り方についてであります。

全国的に少子高齢化が進む中、本町においても富来地域の小中学校では各学年が1クラスの状況であり、今後の小中学校の在り方が懸念されます。調査の詳細は報告書のとおりですが、本委員会としては、小規模学校及び小中一貫校を含め、できる限り富来地域の学校を存続させるべきとの考えに至りました。また、少しでも児童数が増えるよう、魅力ある学校づくりや地域に人を呼び込む施策を継続して検討していくことといたします。

二つ目は、風力発電についてであります。

風力発電は、再生可能エネルギーの一翼を担うものと期待されており、脱炭素

社会、カーボンニュートラルの実現に向け、国のエネルギー政策の柱として位置づけられており、また、海外ではコストの低さや、費用の便益などから促進されている状況であります。

一方、本町では、自然や人体への影響、地域との合意形成、トキ放鳥の受入れなど諸問題が懸念されます。

本委員会としては、設置の可否を判断するのではなく、客観的に効果や影響を調査し、町及び県の意見書の経過を見ながら、継続した調査を行うことといたします。

以上、今回取り組んだ2つのテーマは、中長期的な検討が必要なものであることから、今後も調査を継続し、地域住民が安心して生活できるように努めることといたします。

以上で、教育民生常任委員会所管事務調査結果報告を終わります。

**南正紀議長** 報告を終わります。

---

### ( 質 疑 )

**南正紀議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

**南正紀議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

### 日程第6 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

**南正紀議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。  
お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ここで、暫時休憩します。

(午後3時04分 休憩)

(午後3時05分 再開)

(午後3時05分 稲岡議員 退場)

### 追加日程第1 議員の辞職許可

**南正紀議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、稲岡健太郎議員から、議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議員の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、議員の辞職許可を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議員の辞職許可についてを議題とします。

事務局長に議員の辞職願を朗読させます。

**出崎茂男議会事務局長** 辞職願。この度一身上の都合により議会議員を辞職したいので、会議規則第99条の規定により許可されますようお願いです。

令和5年3月17日

志賀町議会議長 南正紀様

志賀町議会議員 稲岡健太郎

以上、代読です。

**南正紀議長** お諮りいたします。

稲岡健太郎議員の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南正紀議長** ご異議なしと認めます。

よって、稲岡健太郎議員の辞職を許可することに決定いたしました。

-----  
( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南正紀議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

発言の機会をいただきましたので、誠にありがとうございます。

2月28日に開会した令和5年第1回志賀町議会定例会の閉会に当たり、議員の皆様へ御礼を申し上げます。

今議会では一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて8会計の令和5年度の当初予算をご審議いただきました。そのほか令和4年度の補正予算、条例の制定及び一部改正などについて、いずれも慎重審議の上にも円滑にすべて可決していただき、心から御礼を申し上げます。

今定例会の会期中に、議員各位からいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえて、町の将来像の実現に向けて、町政に反映させていただきたいと考えております。

来る4月23日には、志賀町議会議員選挙が執行されます。立候補を予定している議員の皆様には、全力を挙げて頑張ってください、またこの議場にてお会いできますよう心からご祈念を申し上げます。

そして、今季をもって勇退されます議員の皆様方におかれましては、長期にわたり町政発展のためにご尽力をいただきましたこと、心から感謝を申し上げたいと思います。皆様方におかれましては、一町民になっても志賀町の発展のため、お力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げます、令和5年第1回の志賀町議会定例会の閉会にあたってのお礼のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

**南正紀議長** 以上で令和5年第1回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時08分 閉会)

---

## 議 長 報 告

- 1 議長報告第5号  
例月出納検査の結果について  
(令和5年2月27日実施)
- 2 議長報告第6号  
委員会所管事務調査等報告書について  
(総務産業建設常任委員会)
- 3 議長報告第7号  
委員会所管事務調査等報告書について  
(教育民生常任委員会)
- 4 議長報告第8号  
委員会審査報告書について
- 5 議長報告第9号  
閉会中の継続調査について
- 6 議長報告第10号  
陳情について  
(日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情)
- 7 議長報告第11号  
要望書について (会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書)



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長           南       正 紀

志賀町議会副議長       福 田 晃 悦

志賀町議会議員         寺 井       強

志賀町議会議員         堂 下 健 一